

第 9 期分別収集計画

(令和 2 年度～ 6 年度)

島 原 市

目次

1	計画策定の意義――	1
2	基本的方向――	1
3	計画期間――	1
4	対象品目――	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み―― (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項―― (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの―― 量及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの―― 量及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項―― (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項―― (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項――	7

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めていく必要がある。そのためには社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するなど、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針として示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、及び資源の有効利用を基本とした循環型社会の構築
- ・市民、事業者、行政が協働し、それぞれの役割と責任を果たしながら資源回収の促進を行う。
- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）に対する啓発活動を行い、市民、事業者の意識の高揚に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画が対象とする容器包装廃棄物の品目は次のとおりである。

- スチール製容器
- アルミ製容器
- ガラス製容器（無色・茶色・その他）
- 飲料用紙製容器
- 段ボール
- 紙製容器包装
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（t）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	1, 182	1, 177	1, 171	1, 165	1, 158

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の施策を実施する。

・環境教育、啓発活動の充実

広報誌、ホームページ、FMしまばらなどを利用し、容器包装廃棄物の排出抑制の情報を提供し、理解と関心を深める。また、学校や地域団体の希望に応じて、ごみ減量化及びリサイクルについての出前講座を開催するなど教育啓発活動に積極的に取り組む。

市内の各保育所（園）、幼稚園、学校を対象に、生ごみの堆肥化、野菜作りの体験により、子供や親の世代へごみ減量化やリサイクルの意識の向上に努める。

・ごみ減量・リサイクル協力店認定制度

ごみ減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売店等を島原市ごみ減量・リサイクル協力店として認定し、その活動を広く市民に周知することにより、消費者、協力店、市が一体となつてごみの減量・リサイクル運動の推進を図る。

・ごみ再資源化推進

古紙類、缶等を共同収集し業者に引き渡した団体に対し、回収量に応じ報奨金を交付し、ごみの再資源化運動の推進を図る。

・マイバッグ運動

買い物の中にはレジ袋の使用削減のため、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の普及啓発を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器 新聞・チラシ 雑誌・雑紙	古紙類
主として紙製の容器であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油を充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（ t ）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	8 1		8 1		8 0		8 0		7 9	
主としてアルミ製の容器	8 6		8 6		8 6		8 5		8 5	
無色のガラス容器	（合計） 6 4		（合計） 6 4		（合計） 6 3		（合計） 6 3		（合計） 6 3	
	（引渡）	（独自処理） 6 4	（引渡）	（独自処理） 6 4	（引渡）	（独自処理） 6 3	（引渡）	（独自処理） 6 3	（引渡）	（独自処理） 6 3

(t)

	2 年 度		3 年 度		4 年 度		5 年 度		6 年 度	
茶色のガラス容器	(合計) 1 7 0		(合計) 1 6 9		(合計) 1 6 8		(合計) 1 6 7		(合計) 1 6 6	
	(引渡)量	(独自処理)量 1 7 0	(引渡)量	(独自処理)量 1 6 9	(引渡)量	(独自処理)量 1 6 8	(引渡)量	(独自処理)量 1 6 7	(引渡)量	(独自処理)量 1 6 6
その他のガラス製容器	(合計) 6 2		(合計) 6 2		(合計) 6 1		(合計) 6 1		(合計) 6 1	
	(引渡)量 6 2	(独自処理)量	(引渡)量 6 2	(独自処理)量	(引渡)量 6 1	(独自処理)量	(引渡)量 6 1	(独自処理)量	(引渡)量 6 1	(独自処理)量
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	3		3		3		3		3	
主として段ボール製の容器	3 5 5		3 5 3		3 5 2		3 5 0		3 4 8	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 1 1		(合計) 1 1		(合計) 1 1		(合計) 1 1		(合計) 1 0	
	(引渡)量	(独自処理)量 1 1	(引渡)量	(独自処理)量 1 1	(引渡)量	(独自処理)量 1 1	(引渡)量	(独自処理)量 1 1	(引渡)量	(独自処理)量 1 0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油を充填するためのもの	(合計) 1 4 8		(合計) 1 4 7		(合計) 1 4 7		(合計) 1 4 6		(合計) 1 4 5	
	(引渡)量 1 4 8	(引渡)量	(引渡)量 1 4 7	(独自処理)量	(引渡)量 1 4 7	(独自処理)量	(引渡)量 1 4 6	(独自処理)量	(引渡)量 1 4 5	(独自処理)量
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2 0 2		(合計) 2 0 1		(合計) 2 0 0		(合計) 1 9 9		(合計) 1 9 8	
	(引渡)量 2 0 2	(引渡)量	(引渡)量 2 0 1	(独自処理)量	(引渡)量 2 0 0	(独自処理)量	(引渡)量 1 9 9	(独自処理)量	(引渡)量 1 9 8	(独自処理)量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法（法第8条第2項第5号）

特定分別基準適合物等の量及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口増減率

人口の予測値（人）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
43,863 (対前年度比) △0.56%	43,658 (対前年度比) △0.47%	43,453 (対前年度比) △0.47%	43,248 (対前年度比) △0.47%	43,043 (対前年度比) △0.47%

※市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）の人口推計結果を採用

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、事業者による自主回収や市民の協力を積極的に促すとともに、市が主体となって現行の体制を活用して推進する。

分別区分ごとの収集・運搬段階及び選別・保管段階での実施者は次のとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
金 属	スチール製容器	缶	市による定期収集	島原地域広域 市町村圏組合
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	ビン		
	茶色のガラス製容器			
	その他の ガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	市による公共施設 拠点回収	民 間 業 者
	段ボール	古紙類	市による定期収集、 拠点回収	
	その他の紙製容器	紙製容器包装	市による定期収集	
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶、ビン、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については、島原地域広域市町村圏組合が委託する島原リサイクルプラントで選別、圧縮、保管を行う。

容器包装廃棄物の種類	収 集 に 係 る 分 別 の 区 分	収 集 器	収 集 車	中間処理
スチール缶	缶	袋	2 t パッカー車	島原リサイクルプラント（選別・圧縮・保管施設）カレットは選別後、色別保管
アルミ缶				
無色のガラス製容器	ビン	袋	2 t ダンプ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
紙パック	紙パック	袋	軽ダンプ車	民間業者
段ボール	段ボール	紐で縛る または袋	2 t ダンプ車	
紙製容器包装	紙製容器包装		軽ダンプ車 2 t ダンプ車	島原リサイクルプラント（選別、圧縮、保管施設） 及び民間業者
ペットボトル	ペットボトル	袋	2 t パッカー車	
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋	2 t パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し推進体制を整備する。
- ・町内会・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、集積場所や分別収集機材の貸与などの支援を行う。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。